## イオンパワーSの輸送について

イオンパワーSには引火性液体であるイソプロパノール(IPA)が含まれている。(添付1:MSDS参照)。

国連が定める「危険物輸送に関する勧告」では、「3. 引火性液体」に区分される。

http://jonai.medwel.cst.nihon-u.ac.jp/uploadfiles/file/pdf/orange1.pdf#search='%E5% 8D%B1%E9%99%BA%E7%89%A9%E8%BC%B8%E9%80%81%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E5%8B%A7%E5%91%8A'

ただし、特例条項があり、

「第2部 分類」「第2.3章 クラス 3・引火性液体」

2.3.1 定義及び一般規定

―― 上記の引用資料の p.73

2.3.1.3 引火点が <u>35℃を超え</u>る 2.3.1.2 項の定義に適合する液体であって、燃焼持続性の無いものは本規則においては引火性液体とみなす必要はない

(即ち、それらは定められた試験条件の下では、燃焼持続性がない)。本規則においては、次のものは燃焼持続性が無いとみなす;

- (a) 適切な燃焼性試験 (燃焼持続性試験、試験及び判定基準マニュアル、第Ⅲ部、32.5.2 節参照) に合格したもの; 又は
- (b) ISO 2592: :2005 による燃焼点が 100℃を超えるもの; 又は
- (c) 水の含有率が 90 質量%を超える水溶液。

と、テストの結果によっては、危険物とみなされないという例外規定が設けられている。

また、日本郵便のHP上の「Ⅲ 国際郵便としてお引受けできない危険物」

http://www.post.japanpost.jp/int/download/common.pdfの「<u>3. 引火性液体」の(2)の除外条項</u>とも一致している。

イオンパワーSについて、公益社団法人・産業安全技術協会にて 2013 年 10 月 18 日に実施した「引火点測定試験 (JIS K2265-1 2007)」と「燃焼点測定試験(JIS K2265-4 2007)」の結果(添付 2007 及び 2007 3):

- \* 引火点 36.0℃(>35℃)
- \* 燃焼点 100℃まで確認できず
- は、上記の除外条件に該当している。
  - 注) 日本規格 JIS K2265-4 2007 は ISO 規格 2592: 2000 に基づいている。

したがって、イオンパワーSは、通常の液もれ・容器つぶれなどに対する対策を講じた上で輸送できる。